

忠岡町防犯カメラ電気料金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、忠岡町内の地域犯罪を防止するための防犯対策として忠岡町内の自治振興協議会（以下「自治会」という。）が設置した防犯カメラに対し、忠岡町防犯カメラ電気料金補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 地区の特性を生かし、地域の実情に即した個性豊かな地域社会づくりを目指し、住民参加のもと、地区の自治振興を図ることを目的として組織された団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、特定の場所に常設する映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器をいう。

(補助要件等)

第3条 この要綱の補助金の対象となる防犯カメラは、忠岡町防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成26年忠岡町告示第25号）第1条に規定する忠岡町防犯カメラ設置補助金（以下「設置補助金」という。）の交付を受け、設置したものに限る。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する防犯カメラの使用に要する電気料金とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 この要綱による補助金の交付は、毎年度予算の範囲内において行う。

(期間)

第6条 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会は、次に掲げる書類を添えて、防犯カメラ電気料金補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの電気料金月別明細書（様式第2号）
- (2) 防犯カメラの電気料金の請求額がわかるもの（電力会社発行の電気料金請求書及び電気料金請求内訳書等）
- (3) 防犯カメラの電気料金の支払額がわかるもの（領収書又は通帳の写し等）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 町長は、前条の申請に係る経費が適正であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助金交付指令書（様式第3号）により自治会に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条第1項の規定による通知を受けた自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは減額し、又はすでに補助金が交付されているときはその全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したと認められるとき。
- (3) 補助の対象となる事業の内容が不正と認められるとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。